研究成果有体物提供契約書

＜提供機関名＞（以下「甲」という。）と国立大学法人室蘭工業大学（以下「乙」という。）は、甲の研究成果有体物に関し、次の各条によって研究成果有体物提供契約を締結するものとする。

（研究成果有体物の提供）

第１条　甲は、＜研究成果有体物の名称＞（以下「本研究成果有体物」という。）を別表のとおり乙に提供する。

（情報の提供）

第２条　甲は、本研究成果有体物の提供に伴い、別表第２記載の使用目的に必要な範囲で、本研究成果有体物に関する情報を乙に提供する。

（使用目的等）

第３条　乙は、甲から提供された本研究成果有体物及びこれに関する情報を別表第２記載の使用目的以外に使用してはならない。

２　乙は、事前に甲の書面による承認を得ることなく、本研究成果有体物を改変してはならない。

３　乙は、本研究成果有体物、本研究成果有体物に改変を加えた物及び本研究成果有体物を使用して得た物を、事前に甲の書面による承認を得ることなく、第三者に移転してはならない。

４　乙は、本研究成果有体物を別表第３記載の使用場所において使用するものとする。ただし、事前に甲の書面による承認を得た場合はこの限りでない。

（対価）

第４条 本研究成果有体物の提供の対価は無償とする。

（研究成果有体物の引渡し及び受領）

第５条　甲は、契約締結後、本研究成果有体物を乙に引き渡すものとする。

２　乙は、本研究成果有体物を受領したときは、甲に対し受領書（様式１）を提出するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、本研究成果有体物の引渡しに関する費用を負担するものとする。

（結果の報告）

第７条　乙は、本研究成果有体物を別表第２記載の使用目的で使用した結果を、甲に報告するものとする。

（公表）

第８条　乙は、本研究成果有体物を使用して得た研究成果を公表する場合は、事前に書面により甲へ通知し、公表の方法、時期、内容等について甲と協議するものとする。

２　乙は、本研究成果有体物を使用して得た研究成果を公表する場合は、本研究成果有体物を甲から提供を受けたものであることを明記するものとする。

（知的財産）

第９条　甲は、本契約及び本契約に基づくいかなる行為も、甲が有する知的財産を乙に対し譲渡し、又はその実施権を与えるものではない。

２　乙は、本研究成果有体物を使用して新たな研究成果が生まれたときは、速やかに甲に報告するものとし、当該研究成果に係る知的財産の帰属は、甲乙協議の上定めるものとする。

（秘密の保持）

第10条　甲及び乙は、本契約の履行に当たり、相手方より開示を受けた技術上及び営業上の一切の情報（物を含む。）を、甲の作製者及び乙の管理責任者並びにこれを知る必要のある最小限の役員及び従業員（以下「作製者等」という。）以外の者に開示してはならない。

２　甲及び乙は、作製者等に前項の情報を開示するときは、作製者等に対し、その所属を離れた後も含め秘密を保持する義務を負わせるものとする。

３　前２項の規定は、次の各号に掲げる情報については適用しない。

　一　開示を受けた際、既に自己が保有していたことを証明できる情報

　二　開示を受けた際、既に公知となっている情報

　三　開示を受けた後、自己の責によらずに公知となった情報

　四　正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報

　五　開示された情報によることなく独自に創出していたことを証明できる情報

　六　開示につき、事前に相手方の書面による承諾を得た情報

４　前３項の規定の有効期間は、契約締結日から、提供期間が完了となった日又は提供が中止となった日の翌日から起算し３年を経過した日までとする。ただし、甲及び乙は、協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができる。

（法令の遵守）

第11条　甲及び乙は、本契約の履行において法令等を遵守しなければならない。

２　甲及び乙は、本契約の履行により取得した一切の物及び情報の取り扱いに関して、外国為替及び外国貿易法その他の安全保障貿易管理に関する法令等を遵守しなければならない。

（契約解除）

第12条 甲及び乙は、相手方が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第13条　甲及び乙は、相手方による本契約上の義務の不履行により損害を被ったときは、被った損害の賠償を相手方に請求することができる。ただし、相手方に故意又は重大な過失が認められない場合はこの限りではない。

（損害賠償、品質保証等の免除）

第14条　前条の規定にかかわらず、甲は、本研究成果有体物の使用及び保有によって発生した結果及び損害については一切その責任を負わず、かつまた、損害賠償義務を負わない。

２　甲は、本研究成果有体物の品質、性能、安全性等について如何なる保障もしない。

（協議）

第15条　本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上解決するものとする。

（裁判管轄等）

第16条　本契約について、訴訟等（民事調停を含む。）が生じたときは、被告の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

２　本契約の有効性、解釈及び履行については、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

　本契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管するものとする。

令和　　年　　月　　日

（甲）　住所

名称

〔代表者の役職〕　〔氏名〕

（乙）　住所　北海道室蘭市水元町２７番１号

名称　国立大学法人室蘭工業大学

学長　　松田　瑞史　　印

別表

１　研究成果有体物の内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 概要 |  | |
| 量 |  | |
| 作製者 | 所属 |  |
| 職名 |  |
| 氏名 |  |

２　乙の使用目的

|  |  |
| --- | --- |
| 使用目的 |  |

３　乙の使用場所

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 使用場所 |  | |
| 管理責任者 | 所属 |  |
| 職名 |  |
| 氏名 |  |

４　対価

|  |  |
| --- | --- |
| 対価（消費税込） | 金　　　　　０円 |

５　提供期間

|  |  |
| --- | --- |
| 提供期間 | 契約締結日　から　令和　　年　　月　　日　まで |

６　研究終了後の処理

|  |  |
| --- | --- |
| 処理の方法 |  |

様式１

令和　　年　　月　　日

受　領　書

（甲）機関名

役職　氏名　　殿

　　　　　　　国立大学法人室蘭工業大学

学長　空閑　良壽

（甲）と国立大学法人室蘭工業大学とが締結した、令和　　年　　月　　日付け研究成果有体物提供契約に基づき、下記のとおり研究成果有体物を受領しました。

記

１　受　領　日　　　令和　　年　　月　　日

２　研究成果有体物の名称

３　本件連絡先

（所属）

（研究者氏名）

（電話番号）

（Fax番号）

（E-mail　アドレス）

（住所）